

# 文鎮こぎ漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

本県瀬戸内海海区における文鎮こぎ漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

## 第1章 制限措置

（使用船舶）

第1 文鎮こぎ漁業に使用する船舶は、馬力数48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下のものでなければならない。

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

第2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（漁業を営む者の資格）

第3 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の地区について、右欄に掲げる資格を有する者とする。

地区	漁業を営む者の資格
別表の地区欄2の地区	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

（許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限）

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

## 第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 全ての地区	(1) けた又ははりの長さは、6メートルを超えてはならない。 (2) すまるとの数は、40箇を超えてはならない。

## 第3章 優先順位等

（許認可の優先順位）

第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者（漁業を営む者の資格が定められた漁業にあっては、第3の規定による資格を有する者）のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

(1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。

ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。

イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。

- (2) 優先順位 2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位 3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位 4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位 5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人
- (6) 優先順位 6位 前各号以外の者

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第7 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第8 次表の左欄の地区について、それぞれ右欄に掲げる教示事項に加える。

地区	教示事項
別表の地区欄 1の地区	共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。 (※第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ)
別表の地区欄 2の地区	操業に関し、操業区域の漁業権者から指示のある場合はこれに従うこと。
全ての地区	この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第9 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
1	明石	文鎮こぎ漁業	瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第3条に定める空釣こぎ漁業禁止解除海域のうち姫路市広畑区富士町埋立護岸東南端（北緯34度46分02秒、東経134度38分44秒）と姫路市鞍掛島を結んだ線及びその延長線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月 1日から 翌年 3月31日まで
2	加古川 高砂	文鎮こぎ漁業	共第21号、22号共同漁業権漁場	12月 1日から 翌年 3月31日まで